山梨県野菜生産出荷安定資金造成事業費補助金交付要綱

昭和52年4月1日制定

(趣旨)

第1条 知事は、野菜の生産及び出荷の安定的増大を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が、野菜生産出荷安定法(昭和41年法律103号。以下「安定法」という。)第10条及び第12条に基づき指定野菜価格安定対策資金及び契約指定野菜安定供給資金の造成を行うとき、指定野菜価格安定対策事業実施要領(平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知)及び契約指定野菜安定供給事業実施要領(平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知)に基づきその資金の造成の円滑化に資する事業を行う(社)山梨県青果物経営安定基金協会(以下「協会」という)が、機構に納付する納付金に係る経費に対し、山梨県補助金等交付規則(以下「規則」という。)及びこの要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助額)

第2条 前条に係る補助金算定の基礎となる経費及び補助率は、別表に定めるとおり とする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとするときは、協会は、知事が定める期日までに、 山梨県野菜生産出荷安定資金造成事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の 書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1)事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3)その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

- 第4条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次のとおりとする。
- (1)補助事業を中止又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (2)補助事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに、知事に報告し指示を受けること。

(変更承認申請)

第5条 前条各号の規定により承認を受けようとする場合は、その理由及び内容を記載した事業変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定により実績報告をする場合は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、野菜生産出荷安定資金造成事業実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)事業実績書(様式第2号に準ずる)
- (2)指定野菜価格安定対策資金実績(様式第3号に準ずる)
- (3)その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 補助金は、事業完了後確認のうえ交付する。

ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする協会は、補助金概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(確定通知)

第8条 知事は、協会から提出された事業実績報告書を受理したときは、その内容を 審査し、適当と認めた場合は、補助金の額の確定通知をするものとする。

(補助金の返還)

- 第9条 知事は、補助金の交付を受けた協会が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (1)規則又はこの要綱に違反したとき。
- (2)知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3)交付された補助金を他に流用したとき。

(書類の整備保管)

第10条 当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類等は、事業終了年度の翌年度から起 算して5年間整備保存するものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成16年2月17日から施行及び適用する。
- 1 この要綱の一部改正は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日 から適用する。
- 2 従前の要綱により事業を実施したものについては、改正後の要綱により取り扱う ものとする。

(別表)

事業	経費	補 助 率
野菜生産出荷安定資金 造成事業	協会が、安定法に基づき資金 の造成を行う機構に対して納 付する納付金に要する経費	